

♣ スーツの支給に対する課税

Q : 大阪市が市の職員に対して制服(スーツ)を支給したとして問題になっていますが、どのような課税関係になるのですか?

A : 制服の支給であれば課税関係は生じませんが、普段にでも着用できるスーツなどを支給したという場合は、給与となりますので、給与所得として源泉徴収しなければなりません。

【解説】

制服等の支給は、職務の遂行上必要なものであると同時に、使用者自身の業務上の必要性に基づくものであり、また、勤務条件上も使用者が負担すべきものとしていることが多いことなどから、制服の支給による経済的利益に対しては課税しないこととされています。

この場合の制服等とは、警察職員や消防職員、税関職員、自衛官、鉄道職員などのように制服の着用を義務付けられている者に対して支給する制服のほか、事務服や作業服等も含まれますが、これらの支給が非課税とされるためには、次のようなものでなければなりません。

- ① 専ら勤務する場所において通常の職務を行う上で着用するもので、私用には着用しない、あるいは着用できないものであること
- ② 事務服等の支給又は貸与が、その職場に属する者の全員又は一定の仕事に従事する者の全員を対象に行われるものであること(それらの着用により、一見して特定の社員であるという事が判別できること)

